

# 第 127 回江東区都市計画審議会議事録

( 開催日 : 平成 24 年 12 月 19 日 ( 水 ) )

作成担当 : 都市整備部都市計画課

開催日時	平成24年12月19日(水) 午後3時 (午後3時42分終了)	
開催場所	江東区役所3階 区議会全員協議会室	
議題	東京都市計画駐車場の決定について(江東第4号豊洲駅自転車駐車場)	
会議進行の概要	1 開会 2 区長挨拶 3 委員・幹事紹介 4 会長選出 5 新会長挨拶 6 会長代理指名	7 議席の決定 8 諮問事項説明 9 審議(質疑・応答) 10 まとめ・採決 11 閉会
出席者 <small>(敬称略・順不同)</small>	苦瀬 博仁、篠崎 道彦、松本 みどり、榎本 雄一、若林 しげる、竹田 将英、小嶋 和芳、高村 きよみ、きくち 幸江、板津 道也、甚野 ゆづる、角田 瑞彦、伊勢 松男、竹口 友章、岩崎 孝一、三輪 さおり、岡本 一恵、植村 幸夫	
傍聴人	無	
配布資料	資料1 東京都市計画駐車場の決定について (江東第4号豊洲駅自転車駐車場)	
審議経過	諮問事項は全員賛成により妥当とされた。	

### 午後3時00分開会

○事務局（都市整備部長） 大変お待たせいたしました。都市整備部長の作田と申します。よろしくお願ひいたします。委員の皆様方には、年末の何かとお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、第127回江東区都市計画審議会を開会させていただきます。お手元にお配りしております次第に沿いまして、本審議会を進めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日は、委員の2分の1以上の出席が認められますので、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、まずここで山崎区長からご挨拶を申し上げます。

○区長 区長の山崎でございます。本日は、都市計画審議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、委員への就任のご快諾を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。皆様のご尽力をもって本区の都市計画が円滑かつ適正に推進されるものと確信いたしておりますので、何とぞよろしくお願ひをいたします。

江東区は、かつて水が出るとか、ごみ、あるいは地盤沈下、公害、さまざまな暗いイメージがあった区ですが、皆さんの大変なご協力によりまして、今は例えば豊洲のように新しい町ができて全国からも注目される、また、人口の流入も非常に高い地域となりました。特に豊洲地区では、26年度中に豊洲の新市場がオープンする、あるいは来年度中には昭和大学の新しい総合病院が開院するということもあります。また、豊洲の市場ができることによって、我々はあの地域を環境の先端都市にしたいということで、豊洲グリーン・エコアイランド構想というのを打ち立てまして、それに沿った開発を今進めているところでございます。

また、ついせんだってスタートいたしましたコミュニティサイクル、NTTと一緒にまして、1年間実証実験をスタートさせました。ステーションを二十数カ所にしまして、これが

すべり出しが良好でして、思った以上の人人が活用いただいているということにもなりました。これはやはり環境に配慮したこと、そうした面もありますし、利便性の向上とか、さまざまな考えで進めているわけですが、東京都内では最大級のコミュニティサイクルのシステムがスタートしたところでございます。

このように、まちづくりを進めるに当たって、環境のこと、あるいは景観のこと、さまざまな課題を皆さんにいろいろご審議いただいて、この江東区がより住みよい安心安全なまちになるように、ぜひ皆さんのお力をおりたいと思っております。我々行政のサイドからもいいものをどんどん取り入れながら、また皆さんのご意見を賜りながら、区議会と一緒にになって江東区の発展のために努力をしてまいります。

しかしながら、行政だけの力ではどうにもなる問題ではございませんで、審議会の先生方の新しい発想、いろいろな知識、こうしたものをお提示いただくことが大きな推進力になると思っておりますので、ぜひひとつ今後とも審議会、皆さんのご協力を賜りたいと思います。

最後になりますけれども、皆様のご協力を心からお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（都市整備部長） ありがとうございました。

なお、山崎区長には他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

議事を進めたいと思います。

本日は、委員改選後の初の審議会でございますので、委員の方々全員を私からご紹介させていただきます。

お手元に配付してございます資料の2枚目の委員名簿をごらんいただきたいと存じます。名簿記載のとおりの順番で、ご紹介させていただきます。

まず、学識経験者の方々のご紹介でございます。

苦瀬博仁委員でございます。

篠崎道彦委員でございます。

島田正文委員につきましては、欠席のご連絡を受けております。

松本みどり委員でございます。

大森宣暉委員につきましては、欠席のご連絡を受けてございます。

次に、議員選出の方々のご紹介でございます。

榎本雄一委員でございます。

若林しげる委員でございます。

竹田将英委員でございます。

小嶋和芳委員でございます。

高村きよみ委員でございます。

きくち幸江委員でございます。

板津道也委員でございます。

甚野ゆづる委員でございます。

次に、関係行政機関の委員をご紹介申し上げます。

上原照也委員につきましては、欠席のご連絡を受けてございます。

角田瑞彦委員でございます。

藤田雅人委員につきましては、欠席のご連絡を受けてございます。

次に、区民代表の委員をご紹介申し上げます。

伊勢松男委員でございます。

唐川和夫委員につきましては、欠席のご連絡を受けてございます。

竹口友章委員でございます。

岩崎孝一委員でございます。

三輪さおり委員でございます。

岡本一恵委員でございます。

植村幸夫委員でございます。

続きまして、委員名簿の裏面に記載のあります幹事をご紹介したいと思います。

佐藤副区長でございます。

小川都市計画課長でございます。

小島まちづくり推進課長でございます。  
老川住宅課長でございます。  
小川建築課長でございます。  
太田建築調整課長でございます。  
長島企画課長につきましては、本日欠席いたしております。  
伊藤港湾臨海部対策担当課長でございます。  
成田温暖化対策課長でございます。  
竹内環境保全課長でございます。  
堀田清掃リサイクル課長でございます。  
大谷道路課長でございます。  
高垣水辺と緑の課長でございます。  
平川交通対策課長でございます。  
最後になりましたが、私、都市整備部長の作田と申します。  
よろしくお願ひいたします。  
委員及び幹事の紹介は以上でございます。  
次の議事でございます。それでは、議事を進めさせていただきます。江東区都市計画審議会条例第4条第1項に基づきまして、会長の選出をお願いしたいと存じます。つきましては、会長選出までの間、佐藤副区長が座長を務めさせていただきますが、よろしいでしょうか

(「はい」の声あり)

○事務局（都市整備部長） それでは、佐藤副区長、よろしくお願ひいたします。  
○副区長 ただいま座長に指名されました。会長が決まりますまで、座長の職を務めさせていただきます。  
それでは、会長の選出について、お諮りしたいと思います。  
本審議会条例第4条第1項の規定では、「会長は、学識経験者の委員のうち、委員の選挙によって定める」となってございます。いかが取り計らいましょうか。

(「座長一任」の声あり)

○副区長 ただいま座長一任とご意見をいただきましたが、よろしいでございましょうか。  
(「はい」の声あり)  
○副区長 ありがとうございます。

それでは、私から提案させていただきます。当審議会において、これまで会長を歴任され、都市計画への造詣が深い、苦瀬博仁委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副区長

ありがとうございます。それでは、ご異議がございませんので、苦瀬博仁委員を会長にお願いすることにいたしたいと存じます。

これをもちまして、私の座長の務めは終わらせていただきま  
す。ご協力ありがとうございました。

○事務局（都市整備部長） それでは、苦瀬会長には、会長席へお願いしたいと存じ  
ます。

ここで、苦瀬会長にご挨拶を頂戴したいと思います。よろし  
くお願ひいたします。

○会長

東京海洋大学の苦瀬でございます。改めまして、ご挨拶を申し  
上げさせていただきたいと思います。今般、このようにまた会  
長をさせていただくということで、非常に身の引き締まる思い  
でございます。

江東区というのは、キャッチフレーズにありますように、伝  
統と未来が両方ある。物すごく魅力のある区であります。世界  
の大都市というのは、どんなところへ行っても水辺があるんで  
すね。これは、水辺があって物が運べないと大きな町に成長で  
きなかったという歴史があるからだとは思っておりますけれど  
も、その水辺と緑に囲まれている町というのがどれだけ美しい  
ものかというのは、いつも思っているわけです。その象徴のよ  
うな、日本の象徴の一つであるような江東区でございます。よ  
く少子高齢化と言われておりますけれども、人口もふえ、ます  
ます躍進しているという区でございますので、皆様方とご一  
緒に、ぜひよりよい、今までよかったですと思いつつ、よりよ  
い都市計画の議論をしたいというふうに思っておりますので、  
ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○事務局（都市整備部長） 会長、ありがとうございました。苦瀬会長には本審議会  
の運営につきまして、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、これから先の会議の進行は会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○会長

それでは、ただいまから第127回の江東区都市計画審議会を開会したいと思います。

審議に先立ちまして、ここで本職から会長代理を指名させていただきたいと思います。本審議会の条例第4条により、会長代理に篠崎道彦委員を指名させていただきますので、委員の皆様方、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、篠崎委員には、会長代理席にお願いいたします。

また、本審議会の議席でございますけれども、ただいま着席のとおりに決定したいと思いますので、ご了承願います。よろしくお願ひいたします。

では、続きまして、今回は委員改選後、初の審議会でありますので、お手元に配付してございます江東区都市計画審議会条例及び江東区都市計画審議会運営規則等につきまして、簡単にご説明いただきたいと思います。事務局より、ご説明のほどをよろしくお願ひいたします。

○事務局（都市計画課長） それでは、都市計画審議会条例等を説明させていただきます。

その前に、本日お手元の方にお配りしてございます資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、本日の審議会の次第であります。それから審議会委員名簿、その裏に幹事名簿、次に、お座りいただいております座席表となっております。それから江東区都市計画審議会条例、続きまして江東区都市計画審議会運営規則、次に江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、それから最後になりますけれども、都市計画法の規定に基づきます質問の文書でございます。

以上であります。もし不足等ございましたら、ご連絡いただければと思います。

○会長

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長

ありがとうございます。

○事務局（都市計画課長） それでは、江東区都市計画審議会条例につきまして、

説明をさせていただきたいと存じます。

まず第1条であります、都市計画法の規定に基づき、区長の附属機関として江東区都市計画審議会を設置するというものであります。

第2条は、審議会は、区長が任命する23名以内の委員をもって組織をすると。

第4条であります。審議会に会長を置き、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によってこれを定めるというものであります。

第4条3項で、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということで、篠崎委員がその職務代理に指名されたところでございます。

第5条であります、審議会は会長が招集するということになっております。本日の開催のご案内につきましては、会長が決まるまでに区長名をもちまして、ご案内をさせていただいたところであります。

第6条であります、審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。2項は、審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるということであります。

続きまして、江東区都市計画審議会運営規則をごらんいただきたいと存じます。

規則の第2条でありますが、会長は、審議会を招集するときは、招集期日の3日前までに議案を添えて、各委員に通知しなければならないということであります。

一番下の方で、第10条であります。会議の公開ということであります、審議会の会議は、これを公開する。ただし、別に定める場合には、非公開とすることができるということであります。

裏面のページをごらんいただきまして、第2項の規定になっておりまして、前項ただし書きに関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものであります。

続きまして、江東区都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱であります。

まず第2条は、会議の公開原則であります。審議会の会議は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができますということで、

(1) (2) の二つの部分を定めております。(1)は、個人に関する情報などの場合につきましては非公開にするということができるということであります。(2)で、会議を公開することにより、審議が著しく阻害されるおそれのある場合につきましては非公開とすることができますということを定めてございます。

以上、条例等の説明でございます。

○会長 ありがとうございます。何かお聞きになりたいことはござりますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

では、次に本日の傍聴について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 本日の傍聴者はございません。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、次に本日の諮問について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、下記の件について諮問する。平成24年12月19日、江東区長、山崎孝明。

記。東京都市計画駐車場の決定について（江東第4号豊洲駅自転車駐車場）。江東区決定案件。

以上でございます。

○会長 ありがとうございました。ただいま諮問内容のご案内がありました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。審議事項の1でございます、東京都市計画駐車場（江東第4号豊洲駅自転

車駐車場）の決定についてを事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 恐れ入ります。資料1をごらんいただきたいと存じます。

本件は、豊洲二丁目の豊洲駅交通広場の地下に移転整備を予定しております、江東区の豊洲駅自転車駐車場につきまして、都市計画施設として、その名称、位置及び区域、面積などを定めるものであります。

都市計画施設と申しますのは、道路・鉄道などの交通施設や、公園・緑地などの公共空地、水道・下水道・ごみ処理場などの供給施設、または処理施設など、都市の骨格を形成し、円滑な都市生活の確保や、良好な都市環境を保持するための施設を総称して都市施設といい、駐車場も都市施設の一つであります。この都市施設のうち、都市計画決定した施設のことを都市計画施設というものであります。

都市計画施設として決定されると、その区域については、事業を円滑に行えるよう、他の建築物等の建築が規制され、公共公益施設として、そこに位置することを担保するという効果があります。

昨年の12月に本審議会でご審議いただき、都市計画決定いたしました豊洲二・三丁目地区地区計画の2街区において、市街地再開発事業、具体的には江東区のシビックセンターや消防署の出張所、民間商業・業務ビルの整備となります。これらにあわせて、同街区にあります今の自転車駐車場を豊洲駅交通広場の地下に豊洲駅と直結させる形で整備し、利用者の利便性の向上や、放置自転車の発生防止、歩行者の安全性の確保を図ろうとするものであります。

2. 経緯であります。豊洲駅につきまして、これまで平成16年に収容台数1,960台、3階建ての豊洲三丁目自転車駐車場の供用を開始いたしました。そして、19年に交通広場を供用開始し、20年から今回移設することになります現在の豊洲駅自転車駐車場、収容台数416台を供用開始しております。後ほど、詳しい位置につきましてはご説明させていただきます。

また、本年3月には、豊洲二・三丁目地区地区計画の2街区について、整備計画の都市計画決定をしたところあります。

なお、今回の自転車駐車場の都市計画決定に向けましては、本年11月に住民説明会と都市計画案の縦覧を行ってまいりましたところあります。

3. 計画概要は、都市計画決定する内容であります。今回都市計画で定めますのは、名称が「江東第4号豊洲駅自転車駐車場」で、位置は豊洲二丁目地内、実際には交通広場地下で、面積は約0.26ha、構造は地下1層、斜路付階段2カ所、エレベーター1カ所で、駐車場台数は約2,000台となっております。

第4号といいますのは、これまで地下鉄大江戸線の整備に伴い、森下駅と清澄白河駅に、また地下鉄半蔵門線の延伸に伴い、住吉駅にそれぞれ地下自転車駐車場を整備してきておりまして、これに続いて都市計画施設としてお願いする駐車場が4番目の施設ということになります。

それでは、内容につきましては、スクリーンでご説明申し上げます。

これは駐車場を整備する位置を広域的にあらわしております。お手元の資料では、3ページとなります。

赤いポインターでなぞっておりますが、ここが豊洲新市場等の整備が予定されている豊洲埠頭で、ここが中央区の晴海埠頭、ここが豊洲一丁目、ここが二丁目、こちらが豊洲三丁目で、東京メトロ豊洲駅がちょうど、この晴海通りと横の三つ目通り、あるいは補助315号線との交差点のところになります。今回の駐車場は、赤い枠で囲ったところ、豊洲駅交差点の西側、交通広場のところになります。

次、お願いします。これは、都市計画の計画図であります。お手元の資料では、4ページとなります。赤い枠で囲ったところが今回都市計画で定める豊洲駅自転車駐車場の区域となります。外側の黒い枠で囲ったところが交通広場で、この下側約半分を駐車場の区域として都市計画決定するものであります。

次、お願いします。これは、先ほどの計画図に付近の駐車場や施設などを表示したものであります。ここが豊洲公園、ここ

がららぽーと豊洲、ゆりかもめの豊洲駅、そして、東京メトロ豊洲駅となっております。これに囲まれた黄色く着色しているところが豊洲二・三丁目地区地区計画の2街区で、市街地再開発事業を予定している区域であります。

この2街区の中で、青いところが江東区の豊洲文化センターで、隣の緑色のここが、現在の豊洲駅自転車駐車場収容台数416台であります。これを赤く網かけしたところ、交通広場地下に収容台数2,000台の新しい駐車場を整備して移設するものであります。そして晴海通り、東京メトロ豊洲駅を挟んだ反対側の豊洲センタービルの街区のここ、同じく緑色で表示しているところが豊洲三丁目自転車駐車場で、3階建て収容台数1,960台の駐車場となっております。

次、お願いします。これは、計画している自転車駐車場の現段階での地下平面図であります。お手元の資料の5ページを拡大したものであります。

次、お願いします。これは、先ほどの平面図に、現在予定されている機能や設備等を記載したものであります。まず、出入り口ですが、上が晴海通りになります。晴海通りに平行にここに1カ所、垂直にここに1カ所、斜路付階段の出入り口を計2カ所設けます。赤い矢印と青い矢印で、入れるときと出すときの経路をあらわしております。

地上の出入り口から斜路付階段を、今ポインターでなぞっておりますように通って駐車場ゲートから入ります。南側のこちらの入り口からは、こういう経路で入り、先ほどの入り口と同じ地下の駐車場ゲートから入ることになります。

次、お願いします。斜路付階段には、これはイメージ写真ですが、自転車を出すときに乗れば、自転車を出口まで運んでくれるベルトコンベアを利用したオートスロープを設置します。わかりにくいかと思いますが、スロープの真ん中、溝のようになっているところがベルトコンベアになっていて、自転車のタイヤをここに乗せると出口まで運んでくれる仕組みとなっております。

次、お願いします。また、自転車ごとに乗れるエレベーター

を 1 力所、駐車場南側のここに設置します。エレベーター利用者の駐車場入り口にも、先ほどの入り口と同様にゲートを設けます。

次、お願いします。これもイメージ写真で、江戸川区の瑞江の駐車場に設置されているエレベーターでございます。自転車用エレベーターは前向きに乗り、おりるときは乗ったときと反対側、前のほうの扉が開いて、そのまま直進しております。

次、お願いします。駐車場のゲートですが、こちらの斜路付階段の入り口からのところに 2 力所、そしてエレベーターからの入り口に 1 力所を設けます。

次、お願いします。自転車の入庫をスムーズに行い、渋滞を発生させないよう、自動ゲートシステムを導入します。これもイメージ写真ですが、定期券等を出さなくても、自転車に設置した I C タグを自動認証することでスムーズな入出庫が可能となります。

次、お願いします。設置するラックですが、駐車場の一部、この部分を平置きにし、それ以外の部分は 2 段ラックを設置する予定であります。

次、お願いします。これもラックのイメージ写真であります。女性や子供でも楽に駐車できるよう、バネなどにより、力を入れなくても上段に収納できるラックを採用する予定であります。

次、お願いします。最後に、駅へのアクセスであります。こちらの薄く赤い網かけのところが、2 街区と豊洲駅との地下連絡通路となっておりまして、ピンクの矢印であらわしておりますが、この連絡通路を経由して駐車場から豊洲駅改札まで 1 分かからずに行ける非常に利便性の高い施設となる予定であります。

次、お願いします。これは完成イメージでございます。お手元の資料では 6 ページになります。先ほどの平面図での説明と重複いたしますが、こちらが晴海通りで、斜路付階段の駐車場出入り口がこちらと、こちらに 2 力所、自転車用エレベーターの出入り口がこちらに 1 力所、ゲートがここに 2 力所、エレベ

ーターをおりたところに 1 フロア、一部平置きで、その他大部分を 2 段ラックとする予定となっております。

また、こちらが 2 街区の商業・業務ビルと豊洲駅を結ぶ連絡通路で、これにより駅改札口まで 1 分かからずに行ける予定となっております。

次、お願いします。これは実際に決定する都市計画の計画書となります。お手元の資料では、2 ページになります。都市計画で決定する事項は、都市計画の種類、これは表題にあります「東京都市計画駐車場」で、そのほか駐車場については、表になっている部分の名称、位置、面積、構造と、表のすぐ下、欄外に記載しておりますが、区域を定めることとされております。

次、お願いします。ただいまの計画書で今回決定する事項を抜き出したものであります。繰り返しになりますが、1. 都市計画の種類は、東京都市計画駐車場。2. 名称は、江東第 4 号豊洲駅自転車駐車場。3. 位置は、江東区豊洲二丁目地内。4. 区域は、先ほど説明いたしました計画図の区域で、5. 面積は、約 0.26 ヘクタール。6. 地上及び地下の階層、構造ですが、地下一層。

以上、六つの事項を定めるものであります。

資料の 1 ページにお戻り願います。4. 今後のスケジュールであります、来年 1 月に都市計画決定の告示を行いまして、7 月に着工、平成 27 年 4 月に供用開始の予定であります。

説明は以上であります。よろしくお願いをいたします。

○会長

ありがとうございました。

最初に理由を述べていただきましたけれども、それは 7 ページに文書として載っているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局（都市計画課長）　　はい。

○会長

ありがとうございました。ということで、ただいまご説明をいただきましたところでございますが、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いをいたします。いかがございましょうか。

手が挙がった順番でいいですか。○○委員。

○委員　　自転車駐車場はどうしても必要な施設なので、これだけの大きな開発が進む中では、きちんとつくっていかなければいけない施設だというふうに思いますけれども。

確認なんですけれども、この2,000台の地下駐輪場をつくることによって豊洲三丁目の1,960台と、今使っている416台については、ここの2,000台のほうに統合されるということになるんでしょうか。

地下のよさというのは、雨に濡れないとかあるんですけども、お金が非常にかかるという点で、今説明いただいた限りでは、かなり便利な駐輪場ではあるんだろうなというふうに思うんですが、その費用対効果の面で、2,000台という、これだけ大きな地下の駐輪場をつくるよりは、私は利用者の利便性というところから考えると、二丁目、三丁目は全部I H I の開発というのであると、適宜それぞれの二、三、四、五かな、豊洲駅の周りに小規模であっても小型の駐輪施設を配置したほうが、利用者の利便とか放置自転車対策というところでは有効ではないかなというふうに思うんですが、その辺の考えはなかったのかどうか、この点を伺いたいと思います。

それから、一時利用についてはどういう扱いになるのか、この点も伺います。

○会長　　ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局（交通対策課長）　それでは、内容について、私からご説明いたします。

まず、今回2,000台の自転車駐車場をつくりますけれども、先ほど説明した豊洲三丁目自転車駐車場1,960台ございます。これは、そのままいきます。我々、平成32年ごろに豊洲駅の自転車駐車場は4,000台ぐらいの需要があると見込んでいるところでございまして、それにあわせて今回つくるものでございます。

2点目ですけれども、小規模なものを周りに分散というお話をあったんですけれども、当然商業施設とかは自分の施設利用者のための部分をつくるんですけども、やはりまとめて大きいものをつくったほうが管理もしやすいし、また、こ

れ、メトロさんの豊洲駅に直結しているという部分がございますので、我々はこういう形で計画したところでございます。

経費の部分でございますけれども、確かに総額で29億ぐらい、通路も含めてかかる事業でございますけれども、ただ、もうもう補助金とかを入れまして、また開発者からも負担をしていただいているので、25億ぐらいは歳入を見ております。区の単独負担は4億円ちょっとという形、国の補助とか、都の補助とか、事業者の負担とか、もうもうを含めて25億ぐらいの歳入を見ているということでございます。そういうことで、計画したところでございます。

一時利用の台数についてでございますけれども、これは今のところ、何台を一時利用にして、何台を定期利用にするかについては、まだ考えておりません。三丁目の利用状況とか、そこら辺を勘案しながら、できる直前に定めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○委員

利用者が利用しやすい施設、そしてメトロとの直結ということで、アクセスも非常によくなるということで、低炭素社会の推進の観点から自転車駐車場の整備が進むことは大変高く評価いたします。その上で2点お聞きします。

まず1点目が、地下ということで人の目が行き届かない面があるかもしれませんので防犯対策、例えば防犯カメラの設置等、何か工夫された点があるかどうかが1点目。

2点目は、11月8日の説明会にも参加させていただきましたが、利用料が決まる時期はいつごろになるのか。

以上2点伺います。

○会長

いかがでございましょうか。

○事務局（交通対策課長） 防犯対策についてでございます。ここは常時管理人が常駐する施設でございます。また、当然館内は広うございますので、随所に防犯カメラは設置して、館内の監視、あるいはいたずら防止等に備える予定になっているところでございます。

利用料でございます。利用料につきましては、自転車駐車場の利用料で条例に定めているところでございます。今、上限は2,000円、一番高いところで2,000円という形で、これは先ほど申しました豊洲三丁目の駐車場と、南砂の地下自転車駐車場が上限の2,000円という設定でやっているところでございます。今後、維持管理経費がどのくらいかかるかによって、利用料は2,000円のままでいいのかどうかというのを我々が検討しなくてはいけないんでございますけれども、利用料を値上げするためには条例変更が出てくるということがございます。今のところ、まだ決めていないという状況でございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。よろしいですか。

○委員 はい。

○会長 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

○委員 この豊洲駅自転車駐車場、すばらしい計画だと思っていて、1点だけ確認したいんですが、この豊洲の町の中でバイクの駐車場の考え方というのをどう捉えているか。ここは駐輪場ということで自転車を対象としておりますが、全体のまちづくりの中でどういう対応をされるかをお聞きしたいと思います。

○事務局（交通対策課長） この新しい地下駐車場の中には、我々は今、原動機付バイクは自転車と同時に収容しているところなんですけれども、新しいところにつきましては原動機付自転車の駐車は予定しておりません。この完成と同時に、ゆりかもめの豊洲駅の高架下のところに、今、原付バイクの駐車スペースを確保するような形で関係機関と調整を図っているところでございます。

したがいまして、でき上がると同時に原動機付バイクの駐車スペースは別途確保を予定しているところでございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○会長 それでは、ご意見、ご質問が出尽くしたというふうに思いますので、このあたりでまとめをしたいと思います。

本案につきまして、妥当である旨、答申をいたしたいと思いますけれども、賛成の方は挙手をお願いできませんか。

(賛成者挙手)

○会長

ありがとうございます。私、今見たところ、全員賛成と思うんですが、反対の方はおられませんね。

ありがとうございました。全員賛成ということでございますので、提案どおり決定いたしたいと思います。

なお、区長宛の答申文は、本職にご一任いただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、第127回江東区都市計画審議会を終了させていただきます。ご協力、まことにありがとうございました。

なお、次回は、来年2月5日、火曜日、午前10時からの開催を予定しております。開催通知等は、別途事務局よりお送りいたしますので、よろしくお願ひいたします。本日は、どうもありがとうございました。

午後3時42分閉会

